

8-8

無番号20-4

第23回国連婦人の地位委員会 決 議 集

1970年5月



労働省婦人少年局

国連婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や研究を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年サンフランシスコ会議において国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認され、これにもとづいて1946年、経済社会理事会は、15カ国の委員をもつて構成（任期3年、毎年1/3改選）する委員会の設置を決定した。1947年第1回会議を開催、以来1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。

委員国数は、1951年に3カ国、1961年に3カ国、さらに1966年に11カ国が追加され、現在は32カ国の構成となつている。

わが国としては、1950年の第4回会議に非公式オブザーバーが出席したのをはじめとして、数次にわたりオブザーバーが出席した。1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1963年までの2期にわたり、谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後2年間は参加をとりやめたが、1965年3月の改選にあたり立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わり、さらに1967年5月の改選を経て、現在は1968年から3年間の任期中である。1966年以来引続き津田塾大学学長藤田たき氏が委員に任命されているが、1968年の第21回及び1969年の第22回会議には、NHK解説委員縫田嘩子氏が代理として出席、第23回会議には藤田たき氏が出席した。

国連婦人の地位委員会第23回会議

会議の期間

1970年3月23日（月）～4月10日（金）

会議の場所

ジュネーブ

委員国

オーストリア、ベルギー、ボツワナ、白ロシア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、ドミニカ、フランス、ガーナ、ハンガリー、イラン、イラク、日本、リベリア、マダカスカル、マレーシア、モロッコ、モーリタニア、ニカラグア、ノールウエイ、フィリピン、ルーマニア、スペイン、チュニジア、ソ連、アラブ連合、英国、米国、ウルグアイ

（32カ国）

目 次

議 題		3
決 議	国の経済、社会開発への婦人の参加	4
決 議	社会における婦人の役わりの開発	5
決 議	社会における婦人の役わりの開発	5
決 議	婦人の進歩のための統一的長期国連計画	6
	付 属	8
決 議	婦人の進歩のための統一的長期国連計画	10
決 議	婦人が社会の利益のため無報酬で働く 手段としての婦人の奉仕活動	12
決 議	婦人の教育、訓練の機会	13
決 議	婦人の教育、訓練の機会	14
決 議	婦人の経済的権利及び機会	15
決 議	婦人の地位と家族計画	18
決 議	未婚の母の地位	19
決 議	未婚の母の地位	20
決 議	緊急時、戦時、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護 ..	22
決 議	婦人の地位委員会会議周期	23
決 議	国連組織外の政府間団体との協力	24
決 議	外国の経済活動が資本受入国の婦人の生活に及ぼす影響	26
決 議	人権に関する定期報告	27

議 題

1. 役員選挙
2. 議題の採択
3. 婦人の権利に関する国際文書及び国の基準の実施
 - a 婦人に対する差別撤廃宣言の実施
 - b 婦人の政治的権利の分野における進歩の実績
 - c 人権に関する定期報告
4. 社会における婦人の役わりの開発
 - a 婦人の進歩のための統一的長期計画及びこの分野における国連援助；
国の経済・社会開発への婦人の参加
 - b 婦人が社会の利益のため、無報酬で働く手段としての婦人の奉仕活動
 - c 婦人の教育、訓練の機会；共学及び説字教育
 - d 婦人の雇用に関係あるILOの活動
 - e 科学、技術の進歩が婦人の労働条件と雇用に及ぼす影響
5. 家庭における婦人の役わり
 - a 家族計画
 - b 未婚の母の地位
6. 緊急時、戦時、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護
7. 事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限
8. 人権の分野における助言的事業
9. 国際連合組織外の政府間団体との協力；全米婦人委員会の報告
10. 外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響
11. 青年と人権
12. 経済社会理事会に対する婦人の地位委員会第23回会議の報告

決 議 国の経済、社会開発への婦人の参加

婦人の地位委員会は、

1967年国連総会が採択した婦人に対する差別撤廃宣言の条項、とくに“婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的、その他すべての慣行”を廃止する方向に与論を育成するという第3条に留意し、

ILOに対し、若干の政府が表明した、また、国連主催のシンポジウム、セミナー等における政府代表や民間団体から、あるいは婦人の地位委員会の従来の会期において加盟国や代表から表明された見解に注目し、

1969年12月1日のILO事務局長の報告(E/CN.6/529)、この報告によると、働く婦人の数は、1970年から80年にかけて9,200万人増加し、世界労働力のおよそ3分の1に達するであろうことに注目し、

これら婦人労働者の大多数が、また、そういつた婦人の数は増加しているが、職業と同時に家庭責任をもっていること、また、この二重責任に苦しむ婦人に対する差別の排除を実際の計画にうつす問題が、多くの観点からより困難になるであろうことに留意し、

この問題は、これに関係ある婦人達の実情についての正確な知識、意見、必要、示唆なしには解決し得ないことを信じ、

1. 事務総長が、各国政府に、関係専門機関及びこの問題に関心ある民間団体と協議の上、各国において家庭責任、とくに次の点に関し、婦人労働者から直接情報と意見を得る構想で、調査を計画することを提案するよう要請する。

- (1) 家庭責任分担に関する婦人の実際上の立場
- (2) もしあるとすれば、二つの責任の円滑な遂行を妨げる障害
- (3) 問題がある場合、それについての婦人の考え方
- (4) 家政の円滑な遂行を妨げる障害に対処する実際的方策についての婦人の提案

2. 事務総長が、受理した回答を婦人の地位委員会に提出するよう要請する。

3. 婦人の地位委員会は、それらの調査結果を受理した後、以上のような考え方で必要な研究を行い、また、婦人の就労の増加に伴う人間社会の労働構造中に起りつつある急速な諸変化に留意しつつ、家庭責任分担に何らかの指導をなし得る問題について、広報活動の必要を考慮することを決定する。

決 議 社会における婦人の役わりの開発

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が、次の決議案を総会に転達するよう要請する。

国連総会は、

世界入権宣言を想起し、

さらに、婦人に対する差別撤廃宣言を想起し、

1. 国連が、その特別機関及び国連組織内のすべての政府間機関を含め、婦人を上席、その他専門職の地位につける機会を開くことに先例をつけるよう希望を表明する。
2. 国連が、その特別機関及び国連組織内のすべての政府間機関を含め、上席、その他専門職の地位に資格ある婦人をつける平等の機会を確保するため適切な措置をとり、あるいはとることを継続するよう促す。
3. 事務総長が、事務局資料にもとづいて作成し、総会に提出する報告中に、前述の機関が婦人を上席、その他専門職の地位につけていることについて、その数や占めている地位を含めて報告するよう要請する。

決 議 社会における婦人の役わりの開発

婦人の地位委員会は、

婦人に対する差別撤廃宣言が、男女同権の効果的適用のため、あらゆる適切な措置をとることが緊要であるとしたことを想起し、

国連が、人権の分野において重要な役わりを果し、加盟国の道標となるようなガイド・ラインをしばしば設定していることを認め、

事務総長は、婦人の資格と訓練が世界の目的とするものの追求と深い関連のあることを知るのに、とくに有利な地位にあることに注目し、

国連25周年、国際教育年、第2次国連開発10年は、国連事務局や専門諸機関事務局の男女職員の真の平等についての対策を継続、改善する最良の時であると信じ、

1. 国連事務総長及び国際労働機関、国連食糧農業機関、国連教育科学文化機関、世界保健機関並びに国連児童基金の各事務局長が、国際公務員の最上位の地位に将来空席ができた場合、資格ある婦人を任命するために、とくに配慮するよう勧告する。
2. 事務総長が、加盟国が適当な手段をもつて空席のあることを一般に知らせ、そのような地位に各国の優秀な婦人の立候補を奨励するため適切な措置をとるよう、この決議を各国に転達することを要請する。

決 議 婦人の進歩のための統一的長期国連計画

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が、国連総会に次の決議の採択を求めるよう要請する。

国連総会は、

婦人の進歩のための統一的長期国連計画の研究を創設した総会決議1777(XVII)を想起し、

さらに、1967年に総会が採択した婦人に対する差別撤廃宣言並びに1969年に総会が採択した社会の進歩及び開発に関する宣言を想起し、

1968年、テヘランにおいて開催された国際人権会議決議IXが、近代社

会における婦人の権利促進のための措置並びに婦人の進歩のための統一的長期国連計画がそのためのガイド・ラインを設定したことに言及していることを想起し、

さらに、総会決議 2571 (XXIV) に従つて、組織的監督のもとで、国連開発 10 年の目標達成を推進し、成果のあがらぬ点や目的達成にそわない政策を判別し、また、必要に応じ新たな目標や政策を含めた積極策を勧告するための措置が行なわれるべきことに注目し、

[一般的かつ完全な軍縮により、あらゆる国民の経済的、社会的進歩の目的のため、とくに、婦人の進歩のために設定される計画の検討に、財源が漸次流用されるよう希望を表明し、]

統合され、長期展望にたつた国際活動計画が婦人の地位を向上させ、婦人のあらゆる分野への効果的参加を増大するであろうことを信じ、

このような計画の成功は、加盟国の国あるいは地方レベルでの集中的行動と、国際連合組織を通して利用できる手段や技術を最高に活用することが必要であろうことを考慮し、

このような計画を今後進めて行く上での重要な手段は、具体的目的と最低目標を設定することであろうと信じ、

1. 本決議に付属された目的と目標は、第 2 次開発 10 年の期間中にできる限り広範囲に達成されるべきことを勧告する。
2. 国連及び専門諸機関の加盟国並びに国連組織内のすべての機関が、目標達成に協力するよう要請する。また、この目的のため適当な人員と財源が利用できるよう希望する。
3. 婦人の地位向上のための技術協力計画に利用できる財源の増加に協力して努力するよう、また、この目的のため、利用できる資金の一定率が割当てられるよう考慮されることを勧告する。
4. 国連開発計画事務局長が、理事会に提出する報告に、技術協力計画にどの程度婦人が参加し、また利益をうけているかについての情報を含め、この情報を、でき得れば婦人の地位委員会第 24 回会議に提出するよう要請する。
5. 全体の開発計画の中で婦人の地位を向上させる方法や手段を審議する

ため、地域的、国際的な会議、セミナー、その他類似会議を、可能な場合には、開発関係の大臣、政府高官、専門家、あるいは民間団体の代表をもつて組織するよう勧告する。

6. 経済社会理事会決議1406 (X L V I) に従つて設立された社会開発のための地域訓練研究所が、この分野において果す役割の重要性に注意を喚起する。
7. 男女の社会的責任の遂行を援助するため、とくにその役わりに対しての心構えを改めるようにするため、成人教育が引続き奨励されるよう示唆する。

付 属

I 一般的目标

- (1) 婦人の地位に関係ある国際諸条約の批准あるいは加入
- (2) とくに婦人に対する差別撤廃宣言を含む婦人の地位に関する国際文書に国内法を一致させるための法律の制定
- (3) これら諸文書の完全実施を確保するため、効果的法制その他の措置をとること
- (4) 農村、都市を問わずすべての住民に、国連、専門諸機関により設定された条約、勧告、宣言、決議等の基準を十分認識させ、また、世論を育成し、ここに設定された基準の実現達成を目指すあらゆる方策を支持するよう、すべてのマス・メディア、その他利用できる手段を活用する効果的かつ大規模な広報活動の開発
- (5) 各分野における婦人の効果的貢献を増大させるため、1980年までに現実に達成しうる特別目的と最低目標を設定するという見地から、国の総合的开发計画との関連において多くの経済的、社会的分野での婦人の貢献に対する査定と評価
- (6) 絶えざる進歩、とくに婦人の教育、訓練、生活水準、雇用に関する進

歩を確保するため、科学、技術の変化が婦人の地位に及ぼす影響の功罪についての研究

- (7) これらの特別な目的や最低目標達成のため、でき得れば国の総合開発計画、あるいは婦人の地位向上のための適当な基金の枠内での短期及び長期計画の検討
- (8) 経済的、社会的あらゆる分野に婦人を統合させること並びに婦人の開発への貢献について継続的検討と評価を可能ならしめる組織及び手続の設定
- (9) 婦人が社会の利益のため、すすんでその活力、能力を役立てたいという希望の十分な活用

II 第2次国連開発10年中に達成すべき最低目標

A 教 育

- (1) 漸進的文盲の廃止、男女とくに若い世代の平等な識字教育の確保
- (2) 初等、中等及び大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設における、少年並びに少女の教育の機会均等
- (3) 無料かつ義務的初等教育並びにすべての段階での無料の教育達成の明確な進展
- (4) 共学の施設であると否とを問わず、少年並びに少女のための同一の学課選択、同一の試験、同一の水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備の確立、並びに奨学金その他の勉学補助金をうける平等の機会
- (5) 初等教育をうける少年及び少女の割合の平等及びすべての段階の教育、とくに技術的専門的教育の分野における少女の数の実質的増加の達成
- (6) 雇用の要請と機会、科学・技術の進歩を考慮に入れた教育政策の確立

B 訓練及び雇用

- (1) 男女に同じ職業上の助言及び指導の用意
- (2) 国の経済的・社会的活動への十分な参加を達成させるため、少女及び婦人のあらゆる段階の職業教育並びに再教育の平等の機会

- (3) 同一労働同一賃金原則の一般的承認及びこの実施の効果的措置の採
取
- (4) 婦人の雇用と待遇における非差別政策の完全な承認及びこの政策を
漸次実効あらしめるための措置
- (5) 熟練を要する職務、技術的職務、経済活動におけるあらゆる高いレ
ベルの職務並びに責任ある地位につく資格をもつ婦人の数の実質的増加

C 保健及び母性保護

- (1) 元のあるいは同等の雇用への復帰の保証を伴う有給の出産休暇の確
保という目的で、母性保護を確保するための措置の漸進的拡大
- (2) 家庭責任をもつ両親を援助するための適切な育児その他の施設の開
発と拡大
- (3) 母子の健康の保護のための特別広域医療施設の創設と開発のための
方策の採用
- (4) 家族計画により婦人が恩恵をうけることのできる方法に関する情報
を含め、責任ある親として子どもの数や出産間隔を自由かつ責任をも
つて決定しうるために必要な情報と助言を、それをのぞむすべての人
々に与えること

D 行政及び公的生活

- (1) 地方、国及び国際的レベルの公的並びに行政の分野に参加する婦人の
数の実質的増大、このような参加、とくに中堅及び高い地位への進出
について婦人を訓練することにとくに留意されなければならない。
- (2) 総合開発計画関係のポストを含め、執行及び政策立案の責任ある地
位を占める資格をもつ婦人の数の実質的増加

決 議 婦人の進歩のための統一的長期国連計画

婦人の地位委員会は、

婦人の地位委員会第23回会議に提出された、経済社会開発における婦人

の参加に関する質問書の回答の分析 (E/CN.6/513/Rev.I) 及び婦人の進歩のための統一的長期国連計画に関する事務総長報告書 (E/CN.6/532) を審議し、

国の政治、経済、社会、文化生活のあらゆる分野に婦人がより参加、統合することの必要を信じ、

婦人の地位を向上させ、あらゆる分野に婦人の参加を増大させるために、長期的展望に立つて計画された統合的国際活動計画が確立されねばならないと信じ、

このような計画の成功は、加盟国の国内並びに地域内での強力な活動を必要とするであろうことを考慮し、

婦人の進歩をすすめるためには、技術協力活動の拡大にとくに重点をおいて、国連家族を通じて利用できる方法と手段の最大限の活用を希望し、

婦人の進歩のための統一的長期計画は、また、国際文書の起草、実施、研究の用意、経験の交流、教育活動、情報の伝播を含むその他の方法と手段の最大限の利用を意図していることを認識し、

婦人の進歩のための統一的長期国連計画についての多くの示唆が、委員会第23回会議に提出されたこの問題に関する事務総長報告書 (E/CN.6/532) に示されていることを興味をもつて注目し、

しかしながら、この示唆のあるものについての政府、その他の機関の意見は、委員会が将来この問題を研究する際役立つであろうことを信じ、

1. 事務総長に次のことを要請する。

(a) 報告書 (E/CN.6/532) を、委員会第23回会議における長期計画について採択された決議、出された意見及び示唆をそえて、国連並びに専門諸機関加盟国、関係専門諸機関、国連児童基金、地域委員会事務局、諮問的地位にある関係政府間並びに民間団体に送達し、事務総長報告書中の示唆に対して所見をのべるよう要請する。

(b) できれば委員会第24回会議に、受理した回答の分析を提出する。

2. また、事務総長が、人権に関する助言的事業計画のもとに、婦人の地位の分野で新しいタイプの援助を加盟国に委託する可能性を検討すること、関係専門諸機関並びに地域委員会と協議の上、政府の要請あるいは

経済社会理事会決議 1406 (XLVI) に従つて設立された社会開発のための地域訓練研究所の要請に応じて助言を与える専門家、コンサルタントの名簿を作成、保存する。

3. さらに、事務総長に次のことを要請する。

(a) 現在の国際条約に、婦人に対する差別撤廃宣言にもられている権利がどの程度含まれているか、また、条約の批准、加入の状況について研究を行う。

(b) できれば委員会第24回会議にその研究を提出する。

4. 事務総長が、婦人の地位に関する情報の広報にさらに努力し、婦人の地位委員会の事業を、とくに国連25周年との関連で、より周知せしめるよう要請する。

5. さらに、加盟国、専門諸機関、民間団体が、この分野の活動を増加するよう要請する。

6. 事務総長が、婦人の進歩のための統一的長期国連計画に関する多くの勧告を十分かつ効果的に実施できるよう、必要な人員と財源を利用できるよう希望を表明する。

7. 婦人の進歩のための統一的長期国連計画の、とくに第23回会議において採択された諸決議中に設定された目的の達成の検討を続けることを決定する。

決 議 婦人が社会の利益のため無報酬で働く手段としての
婦人の奉仕活動

婦人の地位委員会は、

婦人は国の経済、社会発展への貢献の重要性を十分認識すべきことを考慮し、

経済、社会開発への婦人の参加の程度は、先進国と開発途上国の間では相違のあることに注目し、

さらに、世界の多くの婦人が、無報酬の社会活動を通ず以外には、社会の利益のために働く何の機会ももたないことに注目し、

これらの国々の婦人にとって、社会の利益のため無報酬で働く手段としての婦人の社会活動について、経験や見解を交換することは非常に有益であろうことを考慮し、

婦人の社会サービスについて地域セミナーを組織することは、この問題についての見解の実りある交換を可能にすることを考慮し、

1. 婦人の社会サービスに関する地域セミナーが、人権の分野における助言的事業計画の枠内で組織されるよう希望する。
2. 事務総長が、婦人の地位委員会に、婦人の社会サービスに関して開催される今後のセミナーの計画についての報告書と共に、この問題に関する委員会決議 6 (X X I I) に従つて事務総長が受理した情報を通知するよう要請する。

決 議 婦人の教育・訓練の機会

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、婦人の識字教育の機会均等に関してユネスコが作成した報告書を審議し、

文盲は、一般的に婦人の進歩にとり、また、とくに婦人の権利と責任の効果的行使にとつて、大きな障害の一つであることを考慮し、

さらに、文盲根絶及びすべての段階の一般教育水準の向上は、これによりすべての市民、とくに婦人が国の開発により貢献するような進歩をもたらすであろうことを考慮し、

1. 加盟国、民間団体、他の任意団体に対し、すべての必要な措置がとられるよう、また、あらゆる施設で、利用できるすべての成人教育計画を

十分に活用して、婦人が農村、都市を問わず教育を始め、継続できるよう確保するため努力をかたむけるよう訴える。

2. ユネスコがその機能的識字教育計画の中で、未だ文盲の状態にある婦人の教育に重点をおき、すべての政府、民間が行う識字教育に援助を与え、とくに文盲根絶のための近代的技術や方法を知らせるよう要請する。
3. 民間団体が、次の目的を世論、国会、公的機関に対し表明し、あるいはこれを継続するよう示唆する。

1960年の教育上の差別待遇に関するユネスコ条約の署名、批准の確保

成人、とくに婦人の後進性のゆえに、婦人の識字水準の向上

識字運動のための指導者の訓練及び婦人の関心を盛り上げる方法の改良への援助

決 議 婦人の教育・訓練の機会

婦人の地位委員会は、

委員会第23回会議に提出されたユネスコ報告書を審議し、

ここに収録された情報は、教育と雇用の分野における婦人の進歩に重大な意味をもつことに注目し、

共学とは、教育施設への平等の機会と同時に、あらゆる形の研究、職業訓練の学課と試験の機会の平等を意味すべきであると信じ、

さらに、教育施設、あらゆる形の学課、職業訓練の少女及び婦人の機会の不平等は、“男の仕事”、“女の仕事”という人為的な区別をもたらし、これは、国の経済社会開発への婦人の参加に好ましくない影響を与えていると信じ、

共学は、少女と婦人が少年や男子と同じ学課と職業訓練をうけることを確保するための重大な手段の一つであること、また、すべての段階の一般教育及び職業教育におけるこの共通の訓練が就職の機会の平等を容易にするに相

違ふことを考慮し、

共学は、さらに少年少女に、家庭や社会における仕事と責任のより適切な配分を行なうのを助けることを考慮し、

ユネスコ並びにILOが、男女両性に教育と職業訓練の平等な機会を確保するための努力を続けていることに満足を表明する。

教育上の差別待遇反対に関する条約の重要性に各国政府の注意を喚起する、また、未だそれを行なっていない国の政府に対し、これを批准あるいは加入し、当事国となるよう希望する。

加盟国は、教育並びに職業訓練の平等な機会を確保する手段として共学を採用し、少女及び婦人に共学の施設におけるすべての段階の同じ学課と指導の機会を与え、その結果同じ訓練と就職の機会を男女に与えるよう希望を表明する。

加盟国が、共学が教育的効果に及ぼす影響、就職の機会、生徒の道徳訓練と行動、少年少女の心理、少年少女の共学の原則や異性に対する態度等について徹底的研究を実施することを奨励するよう希望を表明する。

共学施設に少女と婦人の入学を確保するため、奨学金、勉学補助金、適切な施設等が準備され、また、教育と職業訓練の機会均等に有利な社会教育運動が行われるよう勧告する。

ユネスコ並びに権限ある専門機関が、委員会に提出する報告書に、共学並びに少女と婦人のその適性と資格に応じた教育、訓練、就職の機会の進展に関する情報を含めるよう要請する。

決 議 婦人の経済的権利及び機会

婦人の地位委員会は、経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

科学・技術の進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響についての理事会決議

1328 (XLIV) 及び 1394 (XLVI) を想起し、

科学の進歩とその技術面への応用は、経済、社会、文化の進歩並びに生活水準の分野を大きく広げることとを考慮し、

近代の科学・技術の進歩は、最も高い程度の労働者の職業訓練を必要とすることに注目し、

最新技術の導入、生産過程の機械化とオートメーションは、婦人に多くの新して職業の機会をもたらすことに留意し、

一般教育と職業訓練は、科学・技術が進展している状況のもとで、特別な重要さをもつことを考慮し、

科学・技術の進歩は、地域、労働者の種類、職業分野、個人によつて、多くの複雑な問題を提起することを考慮し、

科学・技術の進歩がもたらすある種の不利な効果は、婦人労働者の地位の上により重くかかることに注目し、

この関係で、大多数の婦人労働者の技能の低いこと、その結果職業を変えることの困難さに注目し、

さらに、通常その家庭責任からくる婦人の地理的移動の限度に注目し、

準備やオリエンテーションの必要、科学・技術の進歩や経済発展の要請に応じて常に調整される職業訓練の必要を認め、

1. 科学・技術の開発が現代社会における婦人の地位に及ぼす影響の検討に国連が留意していることを満足をもつて注目する。
2. ルーマニア政府の協力のもとに国連が1969年8月5日から18日まで、ルーマニアのヤツシにおいて開催したこの問題に関するヨーロッパ・セミナーの結果に、加盟国並びに関係国際団体の注意を喚起する。
3. 加盟国に対し、次のことを要請する。
 - (a) 適当な一般教育課程の中に、如何なる時にも雇用態勢に適応できるような、また、少女と少年が同じ条件のもとで平等な機会を得られる柔軟な職業訓練の基礎を準備すること
 - (b) 継続的成人教育、高度の職業訓練、職業その他の再訓練を男女が同じ条件のもとで利用できるよう確保すること
 - (c) 雇用の新たな機会が、性別に関係なく個人の能力と性向に従つて、

また、男の仕事、女の仕事の区別なしに与えられるよう留意すること

(d) 婦人の雇用、とくに技能を要する仕事での雇用に如何なる減少も行なわれぬよう留意すること

(e) 科学・技術の進歩との関連で、環境、社会設備、衛生、職場の安全等の問題にとくに注意を払うこと

4. 国連事務総長が、ILOその他関係専門諸機関、加盟国の同意のもとに、科学・技術の進歩が婦人の労働条件と雇用に及ぼす影響についての研究を継続し、この問題に関する定期報告を婦人の地位委員会に提出するよう要請する。

5. ILOが、同一労働に対する男女の真の平等の原則の効果的实施を可能にする職務評価の方法を研究するよう要請する。

6. ILOが、科学、技術の進歩の結果として起つた変化の観点から、国際条約の検討を継続するよう要請する。

決 議 婦人の地位と家族計画

婦人の地位委員会は、

婦人の地位と家族計画について研究する特別報告者を任命する決定と、これに関する経済社会理事会決議 1326 (XLIV) を想起し、

特別報告者フィンランドのヘルヴィ・シビラ夫人の報告書 (E/CN.6/542)、とくに政府が全国規模の調査や研究を行う際の示唆となるようなガイド・ラインの作成を報告者が勧告したことに注目し、

特別報告者の業績並びに加盟国と民間団体の協力に感謝し、

テヘラン宣言第 16 章で、家族と子どもの保護は、絶えず国際社会の関心事であると述べていること。また、両親は、自由に、かつ責任をもつて子どもの数と間隔を決める基本的人権をもつことに注目し、

この原則はまた、第 24 回国連総会で採択された “社会の進歩及び開発に関する宣言” 及び第 23 回国連総会で採択された世界の社会情勢に関する決議 2436 に宣言されていることを想起し、

人口問題のプログラムに財政援助を与える “国連人口基金” の能力の増大、人口問題研究のため多くの専門諸機関が行っている最近の活動に注目し、

1. 特別報告者が、委員会第 25 回会議に提出すべく研究を完成させるのを目途として、中間報告の線に沿つて、婦人の地位と家族計画に関する研究を継続するよう要請する。
2. 特別報告者が、事務総長と協力して、各国政府が全国規模の調査を実施する際の示唆となるような、また、国連諸機関、民間団体がこの問題について今後仕事を行う際の助けとなるようなガイド・ラインを準備するよう要請する。
3. 加盟国が、特別報告者の作成するガイド・ラインに従つて、婦人の地位と家族計画の関係について必要な情報を提供するよう要請する。
4. 特別報告者が、報告者の研究を援助する手段の一つとして、利用できる財源の範囲内で、適当な国の、あるいは国際機関の係官、専門家、婦人指導者による協議会の開催を考慮するよう要請する。

決 議 未婚の母の地位

婦人の地位委員会は、

未婚の母の地位：法律と慣行に関する事務総長報告書（E/CN.6/540）に注目し、

経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

未婚の母の数は、ある国々では依然として増加していることに注目し、さらに、未婚の母の地位とそのためとなるような社会的保護の方策が不十分なために、未婚の母及びその子は、多くの国で依然として差別のもとにおかれていることに注目し、

未婚の母は、人間として、その尊厳、幸福及び子のそれが尊重される権利を有していることを考慮し、

すべての婦人についてより速やかな進歩なくして、全人類の満足な進歩はあり得ないことに心をとめ、

未婚の母とその子が社会に受け入れられることは、徹底的研究を要する複雑な問題であることを考慮し、

1. 未だそれを行なっていない国連及び専門諸機関の加盟国が、未婚の母及び婚姻外出生子を社会が援助するための適切な措置をとるよう促がす。
2. 加盟国、専門諸機関、関係民間団体が、社会のあらゆる分野で未婚の母とその子が受け入れられることから起る諸問題の研究を行うよう要請する。
3. 加盟国が、青年男女に将来の家庭責任について考えさせるための教育プログラムを検討するよう要請する。
4. 事務総長が、婦人に対する差別撤廃宣言の実施に関する報告書の一部を、加盟国並びに関係専門機関からよせられた情報にもとづいて、未婚の母とその子を社会のすべての分野に受け入れることから起る問題の研究のためにさくよう要請する。

決 議 未婚の母の地位

婦人の地位委員会は、

未婚の母の地位：法律と慣行に関する事務総長報告書（E/CN.6/540）
を感謝をもつて審議し、

- 1 この報告書が、適当な形で広く配布されるよう希望を表明する。
- 2 経済社会理事会が、次の決議を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、婦人に対する差別撤廃宣言、社会の進歩及び開発に関する宣言が、基本的人権、人間の尊厳と価値、男女同権の確信、社会進歩と生活水準の向上を促進する決意を、厳しゆくに宣言し、再確認したことを考慮し、

母性にもとづく婦人に対する無差別及び子どもの保護の原則は、これらの文書並びに児童の権利宣言にも盛り込まれていることを想起し、

未婚の母の数が、ある国々において引続き増加していること、未婚の母はしばしば、上述の文書に設けられている平等及び無差別の原則に反する法的、社会的差別のもとにおかれていることに注目し、

さらに、事実上未婚の母には重い責任が課されていることに注目し、

ある国々において、最近急速に、未婚の母が直面する困難に大きな関心を払っていることを歓迎し、

あらゆる可能な手段を通して、人間として生れながらの尊厳と価値の尊重を促進し、これにより、未婚の母を含めた社会のすべての人々が、その権利としてもっている平等と不可譲の権利を享受できることを信じ、

- 1 未だそれを行っていない加盟国政府が、未婚の母に対する現行の法的社会的差別を排除し、未婚の母である故に必要なすべての援助を、与えるため、でき得る限りの措置をとること、また、未婚の母に対する偏見を排除するためこの問題に社会のより大きな理解を得、未婚の母とその子が他の家族と同様に受け入れられることを確保するよう努力することを勧告する。
- 2 この目的を達成するため、次の一般原則を勧告する。

- (a) 母の認知は、出産の事実にもとづいて、自動的に、あらゆる場合に法律上認められるべきである。
- (b) 通常の両親に適用される法体系が如何なるものにせよ、未婚の母は、父の認知がなされているか否かを問わず、あらゆる場合に、親として法律で認められている完全な権利と義務を、とくに次の点について、享受しなければならない。但し、年令その他の無能力のため、権限ある機関が子の利益のためこの原則の除外を決定した場合を除く、
- (i) 母の認知のみなされている場合は、子は母の姓を名のるべきである。但し、婚姻外出生の事実を明らかにしないために必要な場合には、変更されるべきである。
- (ii) 国籍について血統主義をとる国においては、出産の事実にもとづいて、未婚の母の国籍が子に引継がなければならない。
- (iii) 未婚の母は、出産の事実にもとづいて自動的に、すべての場合に、子に対する完全な親権を法律上与えられねばならない。
- (iv) 未婚の母とその子の間の扶養の権利及び義務は、片親と嫡出子間と同様でなければならない。

父及び母の双方の認知がなされている場合には、両親の扶養義務は、通常の両親と同様でなければならない。

次の点について未婚の母に対する国のできる限りの援助がなされなければならない。

- (a) 父に認知をさせること。
- (b) 父の子に対する扶養について、父の強制的同意または権限ある機関の決定をうること。
- 父がその扶養義務を遂行しないとき、あるいは、父権の設定が不可能な場合には、適当な国の財源から、父の子に対する扶養額の不足分を補償しなければならない。
- (v) 相続に関するすべての事項について、婚姻外出生者に対する如何なる差別もなされてはならない。
- (vi) 未婚の母は、働いているか否かに拘らず、通常の母、とくに片親の場合に与えられるすべての社会援助、社会保障を享受しなければならない。

ならない。

3. 加盟国が、未婚の母の数の増加の原因を調査し、この問題に適切な教育的、その他の措置をとるよう要請する。

決 議 緊急時、戦時、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が、次の決議を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護に関して、婦人の地位委員会が採択した決議 4 (XXII) を想起し、

国際人権会議決議 I 及び XXIII、並びに総会がこの決議の実施に具体的な措置をとつたことに留意し、

戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約は、婦人及び子どもの保護に重要な役割をもっているが、これが武力衝突の際、占領地域において十分実施されていないことに注目し、

人権委員会決議 6 (XXV) に従つて設立された専門家特別作業部会の報告書に注目し、

緊急時及び戦時における婦人と子どもの保護は、国連憲章並びに世界人権宣言の目的と原則によつて意図されていることを十分確信し、

総会がその決議 2597 (XXIV) において、事務総長が、“戦時における人権の尊重”に関する総長の研究に従つて、現行の人道的国际条約のより広範な適用と、このような衝突の際のルールの必要にとくに留意するよう要請したことを注目し、

中東の占領地域における婦人と子どもの状態について、緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人と子どもの保護、武力衝突の際の人権の尊重について国連がとつた措置に関する事務総長報告書 (E/CN.6/536) を受理し、

1. 世界のすべての婦人が、家庭内及び社会において平和と正義の確立に、また、武力衝突の正しい解決を見出すために力を尽すよう厳しゆくに訴えたことを、さらに新たにする。
2. 各国が戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約及び武力衝突の際の人権の尊重に関する国際法の諸規定にもとづくその義務を完全に履行するよう求める。
3. 事務総長に次のことを要請する。
 - (a) “武力衝突の際の人権の尊重”に関する事務総長の研究に従つて、緊急時あるいは戦時における婦人と子どもの保護の問題に特別な注意を払うこと。
 - (b) 武力衝突の犠牲者である婦人と子どもの苦しみ、また、武力衝突の際の婦人と子どもの保護を定める現行の国際的諸規定について全世界により広く知らせるための今後の措置を考慮すること。
 - (c) 委員会第24回会議に、国連パレスチナ難民救済事業機関、国連児童基金、国際赤十字、その他、緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人と子どもの状態に関する適当な国連機関から得られる情報を含めた報告書を提出すること。
4. 総会が、緊急時または戦時における婦人と子どもの保護に関する宣言の起草の可能性を考慮するよう要請する。
5. “緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人と子どもの保護”の問題を、委員会第24回会議の議題に含めることを決定する。

決 議 婦人の地位委員会会議周期

婦人の地位委員会は、

1947年3月29日の経済社会理事会決議48(IV)において、婦人の地位委員会の機能が次のように規定されていることを想起し、

- (a) 婦人の政治的、経済的、市民的、社会的並びに教育の分野での権利を

促進することに関し、経済社会理事会に勧告と報告を作成する。

- (b) 男女の平等の権利の原則を実現するために、婦人の権利の分野で緊急な注意が必要となつた問題に関し、理事会に勧告を作成する。

さらに、1952年2月4日の決議532A(VI)において総会は、経済社会理事会が婦人の地位委員会を年1回開催することを継続するよう要請することを決議したこと。また、婦人の地位委員会の毎年開催を継続することにした1964年8月15日の理事会の決定を想起し、

また、1969年8月8日の理事会第47回会議における、1971年以後婦人の地位委員会を隔年開催とする決定を想起し、

とくに、総会決議2587(XXIV)で、経済社会理事会が、1969年8月8日の決定を再考慮し、婦人の地位委員会が毎年、できれば総会の3カ月後に、引続き開催されるよう要請したことを想起し、

委員会に委託された機能。1968年5月12日テヘランで採択された国際人権委員会決議IXに示されている委員会の今後の事業に関する指示、また、今会期において委員会が採択した婦人の進歩のための統一的長期計画等により示された委員会の諸目的の達成は、現在不断の努力、とくに今後数年間の努力を必要とすると信じ、

経済社会理事会が、1970年7月～8月の第48回会議において会議日程の問題を審議する際、総会の要請に応じ、1969年8月8日の決定を再考慮して、婦人の地位委員会を引続き毎年、できれば総会の3カ月から4カ月後に開催するよう要請する。

決 議 国連組織外の政府間団体との協力

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が、次の決議を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

国際連合の各種の団体や専門諸機関が採択した決議や勧告の実施の援助に、各種団体が行なつた活動の効果を想起し、

国連婦人の地位委員会の事業をより効果的に実施するため地域的レベルの活動の増加を勧告した事務総長報告書(E/CN.6/532)を想起し、

1967年8月4日の決議1267(XLIII)において、理事会は、事務総長が、開発並びに共通利益事項について地域協力を行うため、社会、経済分野における非国連政府間団体との連携を確立するため適切な措置をとるよう要請したこと。また、下部機関が、共通の関心をもつ分野における活動的な特定政府間団体と同様な関係をもつことが望ましいことについて勧告を作成するよう要請していることを想起し、

1969年9月カイロで開催された“人権に関する地域委員会—とくにアフリカに関して—の設立”に関するセミナーが、国連及び政府間団体に対し、人権に関する地域委員会—とくにアフリカに関して—の設立に援助するよう勧告したことに注目し、

さらに、全米婦人委員会が、婦人の進歩のため、地域レベルで、セミナーや訓練コース、あるいは婦人の進歩のための国連文書、とくに婦人に対する差別撤廃宣言に関する情報の配布等を通じて行なつた活動に注目し、

すべての適切な国連文書の履行が、婦人の社会への完全な統合並びに全人類の満足すべき進歩の基本であることに心をとめ、

また、これら文書の目的を、地域的、国家的レベルで実施をはかる計画なくしては、婦人の地位向上に真の進歩はあり得ないことを心にとめ、

婦人の、国の政治的、社会的、経済的生活のすべての分野における平等の参加を保障する国連文書の事実上の履行が未だ完全に達成されていないことに留意し、

1. 国連婦人の地位委員会の事業は、未だこれの設立されていない世界の地域における地域政府間委員会の設立によつて、非常な利益を得るであろうと信ずる。
2. 婦人の利益のためとられた決議や措置をより効果あらしめ、国の社会的、経済的、文化的開発と進歩へのより広範な統合を促進するため、婦人の地位に関する地域政府間委員会の設立を勧告する。

3. 国連事務総長が、利用できる財源の範囲内の可能な方法で、未だこれが設立されていない地域における婦人の地位に関する地域委員会の設立に必要な措置を審議する準備機関の設立に援助を行うよう要請する。
4. 事務総長が、地域経済委員会に、各地域の婦人の参加を増加させる計画の組み入れに必要な何らかの行動をとるよう要請し、婦人の地位委員会が行う諸会議に経済社会開発に関するオブザーバーを派遣し、また、経済社会理事会に提出する経済委員会の報告書に、国の経済社会開発への婦人の統合のためなされたことに関する情報を含めるよう要請する

決 議 外国の経済活動が資本受入国の婦人の生活に
 及ぼす影響

婦人の地位委員会は、

1969年2月3日の決議3 (XXII) を想起し、

植民地とその住民に独立を付与する宣言の履行状態に関する特別委員会の報告 (A/7752) の17節を考慮し、

また、総会決議2554 (XXIV)、とくに本文9節を考慮し、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

植民地及びその住民の搾取をもたらす資本受入国における外国の経済活動を非とする総会決議2189 (XXI)、2288 (XXII)、2425 (XXIII)、2554 (XXIV) を想起し、

総会がその決議2554 (XXIV) において、特別委員会が、植民地とその住民に独立を付与する宣言の実施を妨げている外国の経済活動の問題についての研究を継続するよう、また、その結果を第25回総会に報告するよう要請したことに注目し、

婦人の地位委員会が、1969年2月3日の決議3 (XXII) 本文におい

て、特別委員会が、第24回総会に提出する報告の一部を外国の経済活動が資本受入国における婦人の生活に及ぼす影響のためにさき、その研究を婦人の地位委員会第23回会議に提出するよう要請したことを考慮し、

特別委員会が、その報告(A/7752)の第17節において、これに関し、総会がとる如何なる決定にも応じて、上記要請に対して適切な措置をとる用意のあることを表明したことに注目し、

総会が、特別委員会に、外国の経済活動が資本受入国の婦人の生活に及ぼす影響について研究するよう要請し、その報告が婦人の地位委員会第24回会議に提出されるよう要請する。

決 議 人権に関する定期報告

婦人の地位委員会は、

人権に関する定期報告の様式を創設した決議624B(XXII)を想起し、
また、婦人の地位委員会に、定期報告について論評し、勧告を作成するよう要請した決議1074C(XXXIX)を想起し、

事務総長が、報告書を準備するためのガイド・ラインに婦人の地位委員会に関する項目を含めたことに感謝をもつて注目し、

委員会が今会期再び、人権委員会への意見と勧告を作成できなかつたことに注目し、

さらに、委員会は、毎年提出される膨大な資料の審議にさくための時間がなく、また、この資料のうち、とくに婦人の地位に関係あるものが殆んどないことを考慮し、

委員会がこの仕事を能率的かつ効果的に行うためには、各会期に少数の項目について審議を集中すべきであると信じ、

1. 各国政府並びに諸団体が、定期報告中に、婦人の地位に関する情報を含めたことに謝意を表明する。
2. 事務総長が、委員会の各会期への報告に定期報告中、婦人の地位に関係

ある部分の要録を作成するよう要請する。

3. 将来の会期において、婦人に対する差別撤廃宣言を含めた婦人の地位に関係ある国際文書の実施との関連で、事務総長の要録中の適当な情報を審議することを決定する。

